

## 資源ごみの持ち去り行為の禁止に関する 明石市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の制定について（報告）

資源ごみの持ち去り行為の禁止に関する明石市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を以下のとおり改正いたします。

### 1 条例の骨子

・所定場所の特定	過去の判例を基に、ごみステーション等を規制場所に条例で定め、かつ既存の看板等に持ち去り行為の禁止を明示し抑止力を高めます。
・勧告、公表の規定	持ち去り行為を中止させることを目的に、段階を踏んだ行政手続きを行います。
・罰則の規定	実効性を確保するために、違反した者に対して勧告、公表を行いそれに従わず、なお持ち去り行為を行う悪質な者に対して、20万円以下の罰金に処することができるよう規定します。
・両罰の規定	法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他従業者が、その法人又は人の業務に関し、違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、罰金刑を科すことを規定します。

### 2 条例に規定する内容

条 項	条 文
収集又は運搬の禁止 第7条の2	<p>市又は市長が指定する者以外の者は、市が一般廃棄物処理計画に従い行う家庭系一般廃棄物の収集に際し所定の場所（第5条第1項に規定する一般廃棄物の排出に関する所定の場所をいう。）に排出された家庭系一般廃棄物（規則で定めるものに限る。以下次条及び第7条の5において同じ。）又は資源物（缶、瓶、紙類その他の規則で定めるものをいう。以下同じ。）を収集し、又は運搬してはならない。</p> <p>2 集団回収（自治会その他の市長が適当と認める団体が、自主的に資源物を収集し、又は運搬することをいう。以下同じ。）を行う団体を構成する者又は当該団体が指定する者以外の者は、集団回収に際し当該団体が指定した場所に持ち出された資源物を収集し、又は運搬してはならない。</p>
勧告 第7条の3	<p>市長は、前条の規定に違反して家庭系一般廃棄物又は資源物を収集し、又は運搬した者に対して、その行為を行わないよう勧告することができる。</p>

<p>公表 第7条の4</p>	<p>市長は、前条の規定による勧告を受けた者が、正当な理由なく当該勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。</p> <p>2 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、明石市行政手続条例（平成9年条例第1号）に基づき、あらかじめ、当該公表の相手方に対してその旨を通知し、かつ、その者に対して意見を述べる機会を与えなければならない。</p>
<p>命令 第7条の5</p>	<p>市長は、前条第1項の規定による公表をされた者が第7条の2の規定に違反して家庭系一般廃棄物又は資源物を収集し、又は運搬したときは、その者に対し、これらの行為を行わないよう命ずることができる。</p> <p>2 前項の規定による命令については、明石市行政手続条例第3章の規定は、適用しない。</p>
<p>罰則 第18条</p>	<p>第7条の5第1項の規定による命令に違反した者は、20万円以下の罰金に処する。</p>
<p>両罰規定 第19条</p>	<p>法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条の罰金刑を科する。</p>
<p>附則</p>	<p>この条例は、平成30年4月1日から施行する。</p>

### 3 周知について

周知期間：平成30年1月～平成30年3月

周知内容：啓発チラシ、リーフレット作成、広報あかし、ホームページ掲載 等

### 4 施行期日

平成30年4月1日